

○ 定款附属書水産加工業協同組合役員選挙規程例

〔最終改正・令和二年十一月三十日2水漁第1011号〕

(選挙期日)

第一条 役員の任期の満了による選挙は、当該役員の任期が満了する日の六十日前の日以後にこれを行う。

2 第二十一条の規定による再選挙又は第二十三条の規定による補欠選挙は、これを用うべき事由の生じた日から三十日以内にこれを行う。

(選挙の通知及び公告)

第二条 選挙期日は、その期日から十四日前までに、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻並びに選挙される理事及び監事の数を書面をもつて組合員に通知し、かつ、公告しなければならない。

(備考)

① 水産業協同組合法（以下「法」という。）第九十六条第三項において準用する法第三十四条第十三項（以下単に「法第三十四条第十三項」という。）の規定により員外監事を置く組合にあっては、「及び監事」を「員外監事」（水産業協同組合法（以下「法」という。）第九十六条第三項において準用する法第三十四条第十三項に規定する監事をいう。以下同じ。）及び員外監事以外の監事（以下「理事等」という。）に改めること。
② この規程に基づいてする公告について、定款に規定する方法と異なる方法によりする組合にあつては、本条中「公告」を「公告（この規程に基づいてする公告は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。以下同じ。）」とするなど適宜記載すること。

(選挙管理者等)

第三条 組合長は、選挙ごとに理事会の決議により本人の承諾を得て組合員の中から選挙管理者一人及び選挙立会人四人を選任するものとする。

（役員候補者の選挙管理者等への就任禁止）
第四条 役員の候補者は、選挙管理者及び選挙立会人となることができない。

(選挙管理者の職務)

第五条 選挙管理者は、選挙に関する事務を統轄し、投票終了後遅滞なく、選挙立会人の立会いの上、投票箱を開いて投票を点検し、各人の得票数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票の効力は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

(選挙録等の保存)

第六条 選挙録は、投票用紙と併せて、その選挙に係る役員の在任期間中、この組合において保存するものとする。

(候補者)

第七条 組合員（法人にあつては、その役員）でなければ自ら理事若しくは監事の候補者となり、又は理事若しくは監事の候補者を推薦することができない。

2 自ら理事又は監事の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告があつた日から選挙期日の七日前までの間に、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
3 理事又は監事の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添え、前項の期間内に、その旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
4 同一の者が同時に理事の候補者及び監事の候補者となることができない。
5 選挙管理者は、理事又は監事の候補者となつた者（以下「候補者」という。）の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については組合員又はその他の別及び立候補又は被推薦の別を第二項又は第三項の届出があつたときから選挙期日の前日まで公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
6 役員の候補者が候補を辞退した場合には、候補者又は候補者を推薦した者は、直ちにその旨を書面をもつて選挙管理者に届け出なければならない。
7 前項の届出があつた場合は、選挙管理者は、直ちにその旨を公告するものとする。

（備考）法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあ

つては、第一項中「監事の候補者と」を「監事（員外監事を除く。）の候補者と」に改め、第五項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

（定足数）

第八条 選挙は、組合員の二分の一以上出席しなければこれを行うことができない。

2 第十条の規定により、書面又は代理人をもつて選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

（投票）

第九条 組合員は、選挙の当日組合員名簿の記載等によりその資格を明らかにした上、投票用紙の交付を受けるものとする。

2 組合員は、前項の投票用紙に被選挙人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

3 投票用紙に記載する選挙される理事又は監事の数は一人とする。

投票用紙には理事と監事とを区別して、これを記載する。

5 第二条の規定により公告した投票開始の時刻に総会に出席していな
い組合員は、投票することができない。

6 組合員は、役員の候補者以外の者に投票することができる。

（備考）

① 投票につき連記制を探る組合にあつては、第三項を次のように記載すること。

3 投票用紙に記載する理事又は監事の数は、その選挙においてそれぞれ選挙される理事又は監事の数の二分の一の数とし、端数は切り捨てるものとする。ただし、選挙される理事又は監事の数が一人のときは一人とする。

② 「候補者」に改め、第六項を削ること。

③ 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第三項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

（書面による選挙権の行使）

第十条 組合員は、書面又は代理人をもつて選挙権を行ふことがで
きる。

2 代理人が代理しうる組合員の数は、四人までとする。

（投票用紙等の交付）

第十二条 前条の規定により投票用封筒及び投票用紙の交付を受けた組合員が、書面による選挙権を行使しようとする場合は、投票用紙に理事と監事とを区分して自書し、投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名し、第二条の規定により公告した投票開始の時刻までに選挙管理者に提出しなければならない。

（書面による投票）

第十三条 組合員が、代理人をもつて選挙権を行おうとするときは、その組合員と同じ世帯に属する成年者、その組合員の使用人又は他の組合員を代理人として、代理権を証する書面を持参せしめなければならない。

2 代理人は、選挙の当日代理権を証する書面を提示してその資格を明らかなにしなければ投票用紙の交付を受けることができない。

3 第九条第二項から第六項までの規定は、組合員が代理人をもつて選挙権を行う場合に準用する。

（備考） 無投票当選制を探る組合にあつては、第三項中「第六項」を「第五項」に改めること。

（投票の拒否）

第十四条 投票の拒否は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

（無効投票）

第十五条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

一 所定の用紙を用いないもの
二 被選挙人のほか他事を記載したもの（職業、社会的地位、

住所又は敬称の類を記載したものと除く。)

(当選人)

- 四 三 住所又は敬称の類を記載したものと除く。
五 四 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの
六 定款第二十七条の二各号の一に該当する者の氏名を記載したもの
七 被選挙人の氏名を自書しないもの
八 第二十一条の規定による再選挙又は第二十三条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の氏名又は現に役員である者の氏名を記載したもの

- 七 一票中に二人以上の被選挙人の氏名を記載したもの
八 書面をもつて選挙権を行う場合、第二条に定める時刻までに選挙管理者に到達しないもの

(備考)

- ① 投票につき連記制を採る組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第十五条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの（職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記載したものを除く。）

三 被選挙人の氏名を自書しないもの

四 一票中に第九条第三項の規定による投票用紙に記載すべき被選挙人の数を超える数の氏名を記載したもの

五 書面をもつて選挙権を行う場合、第二条に定める時刻までに選挙管理者に到達しないもの

2 次に掲げる記載は、無効得票とする。ただし、前項により無効投票とされる場合を除く。

一 被選挙人の何人であるか確認し難い氏名

二 定款第二十七条の二各号の一に該当する者の氏名

三 第二十一条の規定による再選挙又は第二十三条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の氏名又は現に役員である者の氏名

(2)

ア 単記制の場合は、第二号、第三号、第五号及び第七号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
イ 連記制の場合は、第一項第二号、第三号及び第四号中「被選挙人」を「候補者」に改めること。
者」に改めること。

- 第十六条 有効得票の多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数でそれぞれ有効得票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票数がなければならない。
2 当選人を定めるに当たり、得票数が同数のものについては、選挙管理者が抽選の上当選人を定める。

- 3 組合員たる法人の役員であつて、自らは組合員でない者が理事又は監事のいずれかに二人以上有効得票の多数を得た場合には、得票数の多い者をもつて当選人とする。
4 理事と監事の選挙が同時に行われた場合において候補者が、理事と監事の双方に当選の資格を得たときは、その者が候補者である方に当選したものとみなす。

(備考)

- ① 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合にあつては、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改め、第四項中「理事と監事の選挙」を「理事、員外監事及び員外監事以外の監事の選挙」に、「理事と監事の双方」を「理事、員外監事及び員外監事以外の監事うち二以上」に改めること。

- ② 無投票当選制を採る組合にあつては、第四項を削り、本条の次に次の一条を加えること。
(無投票による当選)

第十六条の二 候補者がその選挙において選挙する理事若しくは監事の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票は行わない。

2 前項の規定により、投票を行わないこととなつたときは、選挙管理者は、直ちに公告しなければならない。
3 第一項の場合においては、当該候補者を当選人とする。

(当選の通知等)

第十七条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当选の旨を通知し、同時に当選人の住所、氏名、理事又は監事の別、理事の場合は組合員又はその他の別を公告しなければならない。
2 前項の通知を発した日から五日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(備考) 法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合については、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

第十八条 当選人が前条第二項の期間満了の日までに当選を辞し、又は当選の承諾を行うまでに定款第二十七条の二各号の一に該当することとなり若しくは死亡したときは、選挙管理者は、直ちに第十六条の例によつて当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

（就任） 第十九条 選挙管理者は、第十七条第二項（前条第二項、次条第二項及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の期間満了の日又は当選人の全員が当選の承諾を行つた日において、当選人の住所、氏名、理事又は監事の別、理事については組合員又はその他の別を公告しなければならない。

3 2 当選人は、前項の公告があつたときに役員に就任するものとする。前項の規定にかかわらず、役員の任期満了に伴う選挙の当選人は、第一項の公告のときが現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の時に役員に就任するものとする。（備考）法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合については、第一項中「理事又は監事」を「理事等」に改めること。

（当選の取消し）

第二十条 選挙後九十日以内に水産業協同組合法（以下「法」という。）第一百二十五条の規定による当選の取消しがあつたときは、選挙管理者は、直ちに第十六条の例により、当選人を定めなければならない。前項の規定により当選人が定まつた場合には、第十七条から前条までの規定を準用する。（備考）法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合については、第一項中「水産業協同組合法（以下「法」という。）」を「法」に改めること。

（再選挙）

第二十一条 第十六条から第十八条までの規定による当選人がない場合

、選挙すべき役員の数に足る当選人を得ることができない場合又は法定により当選人を定めることができない場合は、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（役員が欠けた場合の繰上げ補充）

第二十二条 選挙後九十日以内に役員中欠員が生じた場合において、第十六条第一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは、選挙管理者は、第十六条の例によつて、その者のうちから当選人を定めなければならない。前項の規定により当選人が定まつた場合には、第十七条から第十九条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第二十三条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるときは、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。（備考）法第三十四条第十三項の規定により員外監事を置く組合については、本条ただし書きを次のように改めること。

ただし、欠員数が理事の定数の三分の一未満であるとき若しくは監事の定数の三分の二未満であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前三月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選挙を行わないことができる。